

特定非営利活動法人あいち小児がんの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あいち小児がんの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、小児がん・病気を発症し長期付添いのご家族に対して、からだのケアに関する事業を行い、医療・福祉・行政機関と連携を図り、小児がんに係る問題解決の向上と一般市民に対して小児がん普及啓発に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 小児がんの治療・研究に関する支援・普及事業
- (2) 小児がん・病気で長期付き添い入院中のご家族のからだケアに関する支援事業
- (3) 小児がん経験者に関する支援事業
- (4) お子さまを亡くされたご家族に対する支援事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任、職務

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員報酬に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から

1 4日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	豊 島 嘉 子
副理事長	伊 藤 麻 衣
副理事長	尾 崎 奈 美 花
理事	下 野 和 香
監事	田 村 俊 二

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

個人	入会金	0円	年会費	5,000円
団体	入会金	0円	年会費	60,000円

(2) 賛助会員

個人	入会金	0円	年会費	1口	3,000円	(1口以上)
団体	入会金	0円	年会費	1口	10,000円	(1口以上)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人あいち小児がんの会

役名	フリガナ 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事	トヨマ ヨシコ 豊島 嘉子		無
理事	イトウ マイ 伊藤 麻衣		無
理事	オノキナミ 尾崎 奈美花		無
理事	シノ リカ 下野 和香		無
監事	タムラ シュンジ 田村 俊二		無

設立趣旨書

1 趣旨

毎年 30 万人以上の子供たちが、世界中で「がん」と診断され
日本には 25 万人もの難病児がいると言われていています。

1 年間で 2000～2500 人の子供たちが【小児がん】と診断されています。
愛知県では 4 年間に小児 618 人・AYA 世代 5,224 人が、がんと診断されています。
小児がんの治療には抗がん剤治療や放射線治療、陽子線治療、外科手術を
病気の種類に合わせて組み合わせる必要があります。
強力な治療により、治癒した後も中枢神経・心臓・腎臓・胃腸・肝臓・内分泌
呼吸器などの機能障害、成長障害(低身長)、高次脳機能障害、免疫の低下、
晩期合併症や二次がん・再発など長期フォローアップ問題があり
がんと診断された時からがん治療と同時に行われる身体の痛みに対して QOL を
改善するための緩和ケア、長期付き添い入院中のご家族に対してからだケアの
必要があります。

現在、小児がん拠点病院では自宅から遠方の病院に入院している 病児とその
ご家族が安心して過ごすことができる滞在施設ドナルド・マクドナルド・ハウ
ス、院内学校、入院中の子どもやきょうだいの心を支えるチャイルド・ライフ・
スペ シャリスト(CLS)の存在もあります。限られた病院で広く理解されている
ということではありません。簡易ベットでの就寝や短時間の入浴、食事は院内
コンビニや 売店で調達する人が半数以上にのぼり「1、2 食しか食べられない」
人も 3 割もいるといわれています。その為、家族が心身ともに疲弊するケース
は多く精神的・身体的な不安が多くなり付き添い中に半数が体調を崩す親も
少なくありません。又治癒後も就学・就職・結婚・妊娠・出産などの
ライフステージへの不安や治療による身体的変化により心ない言葉に傷つく
親子も少なくありません。法人化することにより医療や地域、行政、企業との
連携を強化し、社会的信頼・小児がんを発症したご家族への支援向上に繋がる
と考えています。

2 申請に至るまでの経過

私の子供は1歳4ヶ月で息子が小児がん(神経芽腫)を発症した際、遺伝子変異が見つかり、日本では小児への治療の遅れ、ドラッグラグ(海外で認められている薬が日本で認められるまでの時間差)や治療薬の開発の難しさ小児がんに対する偏見や認知度の低さを痛感しました。入院中の体力的・心理的負担を感じ、専門的な医療者のケアや患者同士の交流・からだケアが精神的な支えとなり治療を前向きに行うきっかけとなったことから、付き添うご家族へのからだのケアの必要性を強く感じました。

小児がんと診断された親にとって我が子のがん宣告は絶望的な状況といえ、一晩にして日常とかけ離れ閉鎖的な病院の中で闘病生活を送ることになり、自身へのからだのケアを行うことより病児のために命を懸け、子供に対して自責の念を抱き、治療を終え、病気が落ち着いても長期間続く二次がん・教育・社会面・晩期合併症に対する不安や孤独感を感じています。現在、患児家族とともに「レモネードスタンド」や「チャリティーイベント」を行い、小児がん普及啓発活動を行っていますが、地域の方や子育て世代の方への小児がん普及啓発活動の必要性を強く感じ今後、特定非営利活動法人として活動を行なっていき小児がん親子と地域が寄り添い合う社会を目指していきたいと考えています。

令和7年5月5日

特定非営利活動法人あいち小児がんの会
設立代表者 豊島 嘉子

特定非営利活動法人あいち小児がんの会
令和7年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実行することを目標とする
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な 事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 小児がんの 治療・研究に 関する 支援・普及 事業	1. 学会参加者や 地域の方へ 小児がん 普及啓発活動 レモネードスタンド 開催する。	(A)年8回 (B)公園・施設 (C)3人	(D)医療関係者 (E)利用者	700
	2. 小児がん治療中 のご家族と 医療従事者との 交流勉強会	(A)年2回(6月と 11月に行う) (B)名大病院 (C)3人	(D)小児がんを 経験した ご家族 (E)5人	50
② 小児がん・病 気で長期付き添 い入院中のご 家族のからだ ケアに関する 支援事業	1. 長期入院中 のご家族へヘッ ドマッサージ などのからだ ケアを行う。	(A)月1回 (B)名大病院 (C)3人	(D)長期付添 い入院中 のご家族 (E)不特定多 数	100
	2. からだケア 用品の寄付	(A)年1回 (B)名大病院 小児科病棟 (C)3人	(D)長期付添 い入院中 のご家族 (E)不特定多 数	300

③ 小児がん経験者に関する支援事業	・小児がん治療中のご家族と行政と支援相談会	(A) 年 1 回 (B) 公共施設 (C) 10 人	(D) 小児がんを経験したご家族 関心のある市民 (E) 不特定多数	400
④ お子さまを亡くされたご家族に対する支援事業	・小児がん・病気で お子さまを亡くされた ご家族とお寺にて キャンドル製作し お子さまを偲ぶ会を 実施する。	(B) 年 2 回 (2 月と 10 月に行う) (B) 教西寺 (C) 4 人	(C) 対象の ご家族 (E) 不特定多数	30
⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	・小児がん 普及啓発活動の為の チャリティーコンサート を実施する	・本年度は 実施予定なし。	-	-

特定非営利活動法人あいち小児がんの会
令和 8 年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実行することを目標とする
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくために行政との連携をより強化する。

2 事業の実施に関する事項

(I) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な 事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の 範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 小児がんの 治療・研究に 関する 支援・普及 事業	1. 学会参加者や 地域の方へ 小児がん 普及啓発活動 レモネードスタンド 開催する。	(A) 年 8 回 (B) 公園・施設 (C) 3 人	(D) 医療関係者 (E) 利用者	700
	2. 小児がん治療中 のご家族と 医療従事者との 交流勉強会	(A) 年 2 回 (6 月と 11 月に行う) (B) 名大病院 (C) 3 人	(D) 小児がんを 経験した ご家族 (E) 5 人	50
② 小児がん・病 気で長期付き 添い入院中 のご家族の からだケアに 関する 支援事業	1. 長期入院中 のご家族へヘッドマッ サージなどのからだケ アを行う。	(A) 月 1 回 (B) 名大病院 (C) 3 人	(D) 長期付添い 入院中 のご家族 (E) 不特定多数	100
	2. からだケア 用品の寄付	(A) 年 1 回 (B) 名大病院 小児科病棟 (C) 3 人	(D) 長期付添い 入院中 のご家族 (E) 不特定多数	300

③ 小児がん経験者に関する支援事業	・小児がん治療中のご家族と 行政と支援相談会	(A)年1回 (B)公共施設 (C)10人	(D)小児がんを経験したご家族 関心のある市民 (E)不特定多数	400
④ お子さまを亡くされたご家族に対する支援事業	・小児がん・病気で お子さまを亡くされたご家族とお寺にて キャンドル製作し お子さまを偲ぶ会を実施する。	(B)年2回(2月と10月に行う) (B)教西寺 (C)4人	(C)対象のご家族 (E)不特定多数	30
⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	・小児がん 普及啓発活動の為に チャリティーコンサートを実施する	(A)年1回 (B)名古屋市内施設 (C)20人	(D)小児がんの子どもご家族 小児がんに関心のある市民 (E)不特定多数	1300

活動予算書

法人成立の日から 令和8年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	600,000	650,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	1,000,000	1,000,000	
4. 事業収益			
小児がんの治療・研究に関する支援・普及事業収益	900,000		
小児がん・病気で長期付き添い入院中のご家族のからだケアに関する支援事業収益	0		
小児がん経験者に関する支援事業収益	0	925,000	
お子さまを亡くされたご家族に対する支援事業収益	25,000		
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			2,575,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	240,000		
印刷製本費	115,000		
会議費	100,000		
消耗品費	900,000		
旅費交通費	185,000		
通信運搬費	0		
賃借料	40,000		
その他経費計	1,580,000		
事業費計		1,580,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	100,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	165,900		
消耗品費	0		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
その他経費計	265,900		
管理費計		265,900	
経常費用計			1,845,900
当期正味財産増減額			729,100
設立時繰越正味財産額			40,000
次期繰越正味財産額			769,100

活動予算書

令和8年4月1日から 令和9年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	600,000	650,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	1,000,000	1,000,000	
4. 事業収益			
小児がんの治療・研究に関する支援・普及事業収益	900,000		
小児がん・病気と長期付き添い入院中のご家族のからだケアに関する支援事業収益	0		
小児がん経験者に関する支援事業収益	0	1,425,000	
お子さまを亡くされたご家族に対する支援事業収益	25,000		
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業収益	500,000		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			4,075,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	690,000		
印刷製本費	185,000		
会議費	100,000		
消耗品費	950,000		
旅費交通費	215,000		
通信運搬費	0		
賃借料	740,000		
その他経費計	2,880,000		
事業費計		2,880,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	100,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	165,900		
消耗品費	0		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
その他経費計	265,900		
管理費計		265,900	
経常費用計			3,145,900
当期正味財産増減額			929,100
前期繰越正味財産額			769,100
次期繰越正味財産額			1,698,200